

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	16 件

千葉国民年金 事案 1901

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月及び同年12月

私は、母に国民年金の加入を勧められ、申立期間の国民年金保険料をA市役所で納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳から、申立人が昭和47年11月25日に任意で国民年金の被保険者資格を取得したことが確認でき、申立期間は任意加入した当初の2か月であるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、昭和47年11月に国民年金に任意加入以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から55年3月までの期間、62年1月から同年3月までの期間及び同年10月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から55年3月まで
② 昭和55年10月から同年12月まで
③ 昭和56年4月から58年3月まで
④ 昭和62年1月から同年3月まで
⑤ 昭和62年10月から63年3月まで

私は、昭和53年8月にA区役所B出張所で婚姻届を提出した際に、国民年金への加入を勧められて手続を行い、同年4月分からの国民年金保険料は妻が私の分と一緒に納付していたのに、申立期間①、④及び⑤が未納となっているのは納得ができない。

また、申立期間②及び③については申請免除の記録となっているが、当時、私は会社を経営していて、年収も1,000万円以上あり、免除申請することはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人夫婦は、昭和53年8月ごろと一緒に国民年金の加入手続を行い、社会保険庁のオンライン記録で納付日が確認できる63年以降においては、同年4月から同年12月までの期間を除き、夫婦同日に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間以後は60歳になる前月の平成19年*月まで保険料を継続して納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

申立期間①については、加入手続を行った昭和53年8月の時点で現年

度納付が可能であり、結婚を契機に国民年金に加入しながら、直後から未納とするのは不自然であり、24か月と比較的短期間であることを踏まえると、納付していたものと考えるのが自然である。

申立期間④及び⑤については、いずれも前後の期間は納付済みであり、申立期間④は3か月、申立期間⑤は6か月とそれぞれ短期間である上、申立人の妻は申立期間⑤について納付済みであり、申立人は、申立期間④及び⑤を納付していたものと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間②及び③については、申立人は、当時、相当の収入があったので申請免除となっているのはおかしいと主張しているが、申立人から当時の収入を証明する資料として提出された不動産の売買契約書は、申立期間③より約1年後の昭和59年4月のものであり、それまでの間に不動産を購入できるまでの資力を蓄えてきたことは認められるものの、申立人の妻も申立期間②及び③は申請免除となっていることを考え併せると、当該資料をもって申請免除となっていることが不自然であるとまでは推認できない。

また、申立人が申請免除期間について追納申込を行った形跡はうかがえない上、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付又は追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付又は追納していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から55年3月までの期間、62年1月から同年3月までの期間及び同年10月から63年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から55年9月までの期間、56年1月から同年3月までの期間、60年1月から同年3月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から55年3月まで
② 昭和55年4月から58年3月まで
③ 昭和60年1月から同年3月まで
④ 昭和62年1月から同年3月まで

私は、昭和53年8月にA区役所B出張所で婚姻届を提出した際に、国民年金への加入を勧められて手続を行い、同年4月分からの国民年金保険料は私が夫の分と一緒に納付していたのに、申立期間①、③及び④が未納となっているのは納付できない。

また、申立期間②については申請免除の記録となっているが、当時、夫は会社を経営していて、年収も1,000万円以上あり、免除申請することはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人夫婦は、昭和53年8月ごろと一緒に国民年金の加入手続を行い、社会保険庁のオンライン記録で納付日が確認できる63年以降においては、同年4月から同年12月までの期間を除き、夫婦同日に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間以後は継続して保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

申立期間①については、加入手続を行った昭和53年8月の時点で現年度納付が可能であり、結婚を契機に国民年金に加入しながら、直後から

未納とするのは不自然であり、24か月と比較的短期間であることを踏まえると、納付していたものとするのが自然である。

申立期間②のうち、昭和55年4月から同年9月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間については、申立人は申請免除となっているが、申立人の夫は納付済みであり、申立人は、夫婦二人分の保険料を自分が納付していたと述べていることを考え併せると、納付していたものとするのが自然である。

申立期間③及び④については、いずれも前後の期間は納付済みであり、それぞれ3か月と短期間である上、申立人の夫は申立期間③について納付済みであり、申立人は、申立期間③及び④を納付していたものとするのが自然である。

- 2 一方、申立期間②のうち、昭和55年10月から同年12月までの期間及び56年4月から58年3月までの期間については、申立人は、当時、相当の収入があったので申請免除となっているのはおかしいと主張しているが、申立人の夫から当時の収入を証明する資料として提出された不動産の売買契約書は、当該期間より約1年後の59年4月のものであり、それまでの間に不動産を購入できるまでの資力を蓄えてきたことは認められるものの、申立人の夫も当該期間は申請免除となっていることを考え併せると、当該資料をもって、申請免除となっていることが不自然であるとまでは推認できない。

また、申立人が申請免除期間について追納申込を行った形跡はうかがえない上、申立人が当該期間の保険料を納付又は追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付又は追納していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から55年9月までの期間、56年1月から同年3月までの期間、60年1月から同年3月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1904

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年3月まで

私は、A市からB市に引っ越して来て、昭和48年ごろにB市役所で未納があると言われ、国民年金保険料を納付した記憶がある。私は、国民年金加入期間はすべて保険料を納付しているはずであり、申立期間が未納であることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20歳になった昭和43年*月*日に国民年金の被保険者資格を強制で取得して以降、申立期間を除き、平成元年3月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、長期にわたり国民年金保険料を納付しており、納付意識の高さが認められる。

2 申立期間のうち、昭和46年1月から同年12月までの期間については、申立人は、住民票により同年12月14日にA市からB市に転居していることが確認できるところ、申立期間以前の43年6月から45年12月までの保険料が納付済みであることを踏まえると、転居するまでは継続してA市で保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

3 申立期間のうち、B市に転居後の昭和47年1月から48年3月までの期間については、申立人が所持する国民年金手帳の発行日、国民年金手帳保管証の発行日及び社会保険事務所が保管する特殊台帳におけるA市からB市への住所変更年月日がいずれも48年6月29日であることから、申立人は、同日に国民年金の住所変更手続を行ったと推認でき、それま

ではB市で納付書が発行されたとは考え難い。

しかし、申立人は、昭和48年ごろにB市で未納を指摘され、期間及び金額は不明であるが、まとめて保険料を納付したと主張しているところ、申立人が住所変更手続を行った同年6月の時点で、46年4月以降の保険料は過年度納付することが可能であることから、申立期間後は長期間納付済みであることを踏まえると、B市に転居後の47年1月から48年3月までの期間については、過年度納付したものとするのが自然である。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1905

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで

申立期間については、私は、夫と一緒に国民年金に加入して私が夫婦の国民年金保険料を支払っていたのに、国民年金に入ったばかりの期間を未納にすることは考えられず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和42年8月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年1月4日にさかのぼって、国民年金の被保険者資格を強制で取得していることが確認でき、加入時点で申立期間は過年度納付が可能である。

また、申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さが認められ、申立期間後は長期にわたり納付済みであることから、申立期間は3か月と短期間であることを踏まえると、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1906 (事案 1018 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から4年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から4年7月まで
当初の判断後、申立期間当時の確定申告書が見つかったので、再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時の状況が明確でないこと、申立期間直後の国民年金保険料を過年度納付した時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人が新たに提出した平成 2 年、3 年及び 4 年の確定申告書に記載された国民年金保険料の金額が二人分の保険料であること、並びに申立人の世帯で国民年金に加入していたのが申立人及びその夫の二人であることから、当該確定申告書に記載された国民年金保険料の金額には、申立期間の保険料が含まれていると認められる。

また、社会保険庁の電算記録により納付日が確認できる範囲において、申立人と同日で保険料を納付していることが確認できるその夫の国民年金保険料収納記録では、平成元年7月から4年7月まで、納付済みとなっている。

さらに、申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除いて未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1907

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、昭和50年8月から同年12月までの期間及び52年12月から61年3月までの期間については、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の3か月分だけが未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、任意で国民年金に再加入した昭和52年12月から、申立期間を除いて第3号被保険者制度が発足する前月の61年3月までの国民年金保険料を納付しており、納付意識の高さが認められる。

また、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間は3か月と短期間である上、申立人の夫は申立期間の前後を含めて長期にわたり継続して同一企業に勤務し、特段の生活状況の変化は認められないことから、申立期間は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1908

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年7月まで

平成4年8月に就職した際、会社の給与担当者から、入社以前の国民年金が未納となっていて、このままでは将来受け取る年金に影響が出るので納めなければならないことを伝えられた。それから毎月、給与を受け取った後市役所へ赴き、古い分から1か月分ずつ納付し始めた。

未納となっている期間のうち、平成2年8月は既に時効のため納められなかったことは覚えているが、それ以外はすべて納付したはずなので、申立期間が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間直前の平成2年9月から4年3月までの国民年金保険料を同年10月30日から6年4月27日までの期間に、ほぼ1か月ごとに過年度納付していることが確認でき、申立内容と符合する上、申立期間は4か月と短期間であることから、申立期間は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年3月及び3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和60年4月から63年3月まで
③ 平成2年3月
④ 平成3年3月

申立期間①は、親に勧められて昭和36年4月からA区役所で国民年金保険料を納付し、手帳に印紙をたくさん貼ったのを覚えている。申立期間②は、全額免除期間となっているが、平成6年ごろに現金で7万円から10万円くらいをB市役所で追納した。申立期間③及び④は、前後の期間と同じように継続して納付していた。

申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、いずれも前後の期間が納付済みであり、申立期間もそれぞれ1か月と短期間であることから、納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していた申立人の妻も未納となっている上、主に保険料を納付していたとする申立人の妻も、保険料額等についての記憶が曖昧である。

申立期間②については、申立人は、年金を受給する2、3年前の平成6年ごろに7万円から10万円くらいを現金でB市役所へ納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録に追納申込の記録は無く、当時は既に社会保険庁の事務処理が完全オンライン化されており、追納申込を入力処理しない限り、追納納付書が発行されることはシステム上あり得ない

上、申立人が主張する納付金額と申立期間の保険料を平成6年に追納するのに必要な金額とは大きく異なっている。

また、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付又は追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付又は追納していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年3月及び3年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年3月及び3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和60年4月から63年3月まで
③ 平成2年3月
④ 平成3年3月

申立期間①は、親に勧められて昭和36年4月からA区役所で国民年金保険料を納付し、手帳に印紙をたくさん貼ったのを覚えている。申立期間②は、全額免除期間となっているが、平成6年ごろに現金で7万円から10万円くらいB市役所で追納した。申立期間③及び④は、前後の期間と同じように継続して納付していた。

申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、いずれも前後の期間が納付済みであり、申立期間もそれぞれ1か月と短期間であることから、納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していた申立人の夫も未納となっている上、申立人は当時の保険料額等についての記憶が曖昧である。

申立期間②については、申立人は、平成6年ごろに7万円から10万円くらいを現金でB市役所へ納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録に追納申込の記録は無く、当時は既に社会保険庁の事務処理が完全オンライン化されており、追納申込を入力処理しない限り、追納納付書が発行されることはシステム上あり得ない上、申立人が主張する納付金額

と申立期間の保険料を平成6年に追納にするのに必要な金額とは大きく異なっている。

また、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付又は追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付又は追納していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年3月及び3年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1911

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで

私は、夫に勧められて昭和 48 年に国民年金に任意加入し、未納のないように国民年金保険料を納めてきた。A 市から B 市に転居した 58 年 4 月に、B 市役所で住所変更の手続きを行い、同年 5 月に C 銀行 D 支店で、昭和 58 年度の第 1 期分は納付書で付加保険料を含めて現金納付し、第 2 期分からは口座振替の手続きをしているので、58 年 4 月から 6 月分までが未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年に国民年金に任意加入後、申立期間を除き国民年金加入期間について未納は無い上、申立期間の前後は、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付済みであり、申立期間は 3 か月と短期間であることから、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から同年10月まで
② 昭和47年3月から48年3月まで
③ 昭和60年3月

私は、昭和46年3月に母と一緒にA市役所B支所（現在は、C市役所D支所E出張所）へ行き、国民年金の加入手続を行い、以後同年10月までの国民年金保険料は母が納付してくれていた。また、昭和47年3月に勤めていた事業所を辞めた後も、自分で国民年金の再加入手続を行い、以後48年3月までの保険料は母が納付してくれていた。結婚後は、自分で保険料を納付しており、60年3月についても、前後の月と同じ様に納付したはずである。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、前後の期間の国民年金保険料が納付済みである上、申立期間③は1か月と短期間であることから、納付していたものとするのが自然である。

2 一方、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和58年5月27日にF区で払い出されていることが確認でき、申立人が所持する年金手帳の記載により、46年3月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、手帳記号番号が払い出された58年5月の時点で、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、A市役所B支所で加入手続を行ったと述べているが、

C市役所では、「旧A市役所B支所では、国民年金の業務は取り扱って
なかった。市役所本庁でのみ取り扱っていた。」と説明しており、申立
内容に不自然さが認められる。

さらに、保険料を納付していたとする申立人の母は既に他界し、申立
人は納付に直接関与していないことから、保険料の納付状況は不明であ
る上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家
計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付
していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のう
ち、昭和60年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年2月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月1日から42年2月15日まで

私は、昭和31年3月にA社に入社して以来、退社するまで同社に一貫して勤務し、41年9月1日から42年2月15日までの期間が空白になることは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認でき、同僚等の証言から、申立人が昭和41年9月に同社B支店から同社C出張所に異動していたことが推認できる。

また、A社C出張所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所になっていないが、申立人及び同僚は、同社C出張所勤務期間中の給与については、申立期間は同社B支店から、申立期間後は同社D本社から支給されていたと供述している。

さらに、申立人のA社C出張所勤務期間8年間のうち、厚生年金保険が適用されていないのは、B支店から給与が支給されていた申立期間だけであり、元事業主も「同社B支店から同社C出張所に行った人の年金の手続に不手際があったと思う。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における昭和41年8月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和63年7月から同年9月までは26万円、同年10月から平成元年11月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、昭和62年4月から平成元年11月までの標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月1日から63年7月1日まで
② 昭和63年7月1日から平成元年12月31日まで

私のA社における昭和62年4月から平成元年11月までの標準報酬月額が下げられているが、納得できないので標準報酬を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社での標準報酬月額の相違を申し立てているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和62年10月15日付けで、同年8月18日に処理済みの同年10月1日の定時決定（34万円）を取り消し、同年4月1日に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額を22万円とする月額変更処理が追加され、併せて同年10月1日からの標準報酬月額を26万円とする定時決定処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人が当該事業所から発行された「B（資料名）」（昭和63年9月28日付け）によると、61年7月から63年9月までの手取り給与額は約29万円から30万円くらいで推移しており、標準報酬月額の

月額変更処理を行わなければならない事情は確認できない上、62年1月から同年5月までの手取り給与額はすべて同額であることから、申立人は62年4月以降も引き続き月額変更前の標準報酬月額（34万円）に見合った厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、事業主による申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主から月額変更及び定時決定の取消の届出が無いにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額（34万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、A社は、平成元年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の2年1月8日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、昭和63年7月から同年9月までの期間については26万円から、同年10月から平成元年11月までの期間については24万円から、それぞれ6万8,000円に遡及^{そきゅう}して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、役員ではなかったことが確認できる上、元従業員は、「社会保険関係の手続は経理担当者のC氏が行っていた。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、昭和63年7月から同年9月までは26万円、同年10月から平成元年11月までは24万円に訂正することが必要である。

一方、「B（資料名）」の記載により、昭和61年7月から63年9月までの手取り給与額は1万円前後の変動しかなく、標準報酬月額を変更させるべき事情は確認できないことから、申立人は、申立期間②についても、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主による申立人に係る保険料の納付義務の履行については、申立期間②に係る算定基礎届及び平成2年1月の標準報酬月額の遡及訂

正に係る届出のいずれの機会においても、社会保険事務所が誤った標準報酬月額を記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額（34万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和41年9月7日、資格喪失日は42年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は、4万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月7日から42年1月1日まで

私は、昭和38年7月から60年7月に退職するまでA社に正社員として継続して勤務し、途中一度も退職したことは無い。41年9月から同年12月までの間はC（地名）に勤務（籍はD（地名）の本社）していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する厚生年金基金加入員証、事業主から提出された加入員番号払出簿及び企業年金連合会が保管する加入員記録により、申立人は、E厚生年金基金が設立された昭和41年*月*日に厚生年金基金の加入員資格を取得していることが確認でき、当時、基金を設立した際の加入員資格の確認は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿と突合することになっており、基金ではそれに基づき加入員台帳に記録することとされていたことを考え併せると、基金設立時点では社会保険事務所に申立人の被保険者記録があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和41年9月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し42年1月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年11月のE厚生年金基金の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B部における資格取得日は昭和46年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和42年10月から47年2月に退職するまで、Cグループに継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者となっていたと思っていたが、申立期間について被保険者期間になっていないことに納得できない。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D健康保険組合の記録、厚生年金基金の記録並びに同僚の記録及び証言により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主によって給与から控除されていたことが認められる。

また、企業年金連合会からの回答では、厚生年金基金の加入員台帳に「46.10.1資格喪失・46.10.1資格取得」、備考欄には「転勤」と記入されていることから、申立人は、昭和46年10月1日にA社E支店から同社B部に異動したと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年10月1日にA社B部で資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金基金加入員台帳の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成13年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月30日から同年4月1日まで
私は、B区Cに在ったA事業所に平成3年9月1日から13年3月31日まで勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたが、資格喪失日が同年3月30日になっているので、調査の上、当該記録を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成13年分給与所得の源泉徴収票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）及び雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）によれば、申立人のA事業所における退職（離職）年月日が13年3月31日と記載されている上、申立人から提出された当該事業所に係る同年3月の給与明細書により、同年2月及び同年3月分の厚生年金保険料として、合計3万4,700円（標準報酬月額20万円相当額）が控除されていることが確認できることから、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、平成13年2月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所において厚生年金関係事務を含む総務関係事務の責任者であった元代表者は、「事務担当者が申立人の資格喪失日

を4月1日とすべきところ、3月30日と誤って届けたものと思われる。」と供述しており、事業主が社会保険事務所に誤った届出を行ったと認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知は行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和51年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和50年5月21日から51年7月31日に退職するまでA事業所に勤務していたのに、社会保険事務所の記録では同年7月31日資格喪失となっていて、同年7月分が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。勤務先が届出を誤ったもので、保険料は控除されていたと思う。申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A事業所が保管している健康保険組合の記録及び事業主の陳述から判断すると、申立人が昭和51年7月31日まで当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年6月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所から提出のあった健康保険被保険者資格喪失確認通知書には、資格喪失日が昭和51年7月31日から同年8月1日に訂正され健康保険組合の訂正印が確認できるが、同じく提出のあった厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書は同年7月31日のままであり、当該訂正に

ついて当該事業所へ照会したところ、「指摘があり健康保険については資格喪失日を訂正したようですが、健康保険を訂正すれば厚生年金保険も訂正するはずです。ただし、記録も資料も残ってないのでわかりません。」と供述しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月1日から37年9月1日まで
② 昭和38年2月6日から39年5月22日まで
③ 昭和39年9月1日から42年4月20日まで

私は、昭和36年7月1日から42年4月20日まで三つの会社に勤務していたが、厚生年金保険の期間照会をしたところ、44年6月24日に脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。私は脱退手当金を受け取っていないので、この記録には納得できない。再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2年2か月後の昭和44年6月24日に支給決定された記録になっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間③に係る申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和42年9月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人と同じ事業所の被保険者で、社会保険庁の記録において脱退手当金の支給が確認できた者の被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるものの、申立人の被保険者名簿にはその表示が無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年9月21日に、A社B工場における資格取得日に係る記録を43年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月6日から同年9月27日まで

私は、昭和43年3月から45年7月までの期間、A社に継続して勤務していたが、本社(C区)からB工場(D県E市)へ異動したころの、43年8月6日から同年9月27日までの期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所より回答を受けた。納得がいかないなので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員台帳、在籍期間証明書、雇用保険の加入記録及び事業主の回答から、申立人が当該事業所に継続して勤務し(昭和43年9月21日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年7月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会

保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社）C部における資格取得日に係る記録を昭和48年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月28日から同年3月24日まで

私は昭和35年4月1日にA社に入社し、63年5月31日の退職まで継続して勤務し、厚生年金保険料も事業主から控除されていたのに、D支店からC部に転勤になったときに、厚生年金保険被保険者記録が48年2月28日から同年3月24日までの1か月分が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社本店人事担当部門から提出のあった人事記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年2月28日に同社D支店（本店扱）から同社C部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年3月の社会保険事務所の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無い

ことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月 1 日から 57 年 5 月 21 日まで
社会保険事務所で私の年金記録を確認したところ、A社における昭和56年11月からの標準報酬月額が9万8,000円となっているが、実際には給与は34万円です。社会保険料は3万円以上控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人のA社における標準報酬月額は、昭和56年7月から同年10月までは34万円であるにもかかわらず、同年11月から57年4月までは9万8,000円となっていることが確認できるが、申立人が所持する雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額から57年5月当時の賃金月額を計算すると約48万円となり、社会保険庁に届け出られた申立人の標準報酬月額との間には乖離かいりが認められる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の事業所別被保険者名簿（紙台帳）において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった約1か月後の昭和57年6月28日に、資格喪失日が同年5月21日から同年4月30日に遡及そきゅうして訂正されている者が14人確認でき、そのうち11人は、申立人と同様に56年11月からの標準報酬月額が引き下げられていることを踏まえると、標準報酬月額についても、資格喪失日の遡及訂正処理と同日に遡及して訂正が行われたものと推認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

さらに、A社の閉鎖事項全部証明書及び申立人の供述により、申立期間当時、申立人は経理担当の取締役であったことが確認できるが、当該遡及

訂正処理は、当該事業所が裁判所から破産宣告を受けた昭和 57 年 6 月* 日から約 1 か月後のことであり、破産手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人に専属することから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、34 万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支所における資格取得日に係る記録を昭和37年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月25日から同年4月1日まで
私は、昭和17年1月にA社に入社し、55年2月に退職するまで継続して勤務してきたが、私の年金記録を見ると、37年3月25日から同年4月1日までが欠落しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が申立人に交付した在籍証明書及び人事記録並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和37年3月25日に同社C支所から同社B支所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年4月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年1月までの期間及び同年8月から48年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年12月から47年1月まで
② 昭和47年8月から48年1月まで

申立期間については、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであり、未納と記録されていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は昭和51年5月31日と記載されており、その資格記録と社会保険庁の資格記録とが一致していることから、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したと主張する申立人の母は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1914

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から54年3月まで
昭和50年6月から54年3月までの国民年金保険料は、A社に勤務していたときに、会社が納付した可能性があるため納付記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年9月ごろにB区で払い出され、同年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得したことが記録されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、申立人が保険料を納付したと主張する当時の勤務先の事業主は「申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付は行っていない。」と回答しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1915

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年10月から61年3月まで

私は昭和54年10月ごろ病気のため会社を退職し、自宅療養中で無職だったので、退職後1年間は妻が給与から国民年金保険料を納付してくれた。しかし、息子が学生でもあり、お金もかかったので保険料を納付するのが難しくなり、息子に頼んで免除申請をしたのに、申立期間が申請免除の記録となっていないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録欄には、昭和55年10月1日に資格喪失した後、資格取得したのは61年4月1日と記載されており、その資格記録と社会保険庁の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料の申請免除をすることができない期間である。

また、社会保険庁のオンライン記録を前提にすると、申立人の妻が厚生年金保険の被保険者であるので、申立期間は、任意加入対象期間となるため、制度上、申請免除の規定を適用しないことが明らかである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1916

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年9月まで

私は、A市の広報を見て昭和36年ごろにA市役所B支所（現在は、A市C区役所）にて国民年金の任意加入の手続を行い、申立期間の国民年金保険料は定期的に最寄りの金融機関で納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は昭和44年10月17日（任意加入）と記載されており、その資格記録と社会保険庁の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号がA市で払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金の加入時期及び申立期間の保険料の納付場所、納付金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である

さらに、申立期間は102か月と長期間である上に、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1917

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から54年3月まで

私は、昭和44年3月に高校を卒業し、父が経営していたA事業所に平成15年9月まで勤めていた。父が工場の経理、税金及び国民年金等役所関係の事務を行っており、父及び母はともに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたので私が20歳になったとき、父が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたと父から聞いていた。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号はB社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和54年7月以降に払い出されていることが確認でき、その時点において申立期間のうちの昭和52年3月以前は時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間においてC市で発行された45年6月から47年2月末日までの手帳記号番号を縦覧調査した結果、申立人の氏名を確認することはできず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付には直接関与しておらず、国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に他界しており、当時の状況について証言を得ることができず、加入手続き及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の父が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1918

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から49年3月まで

私は、昭和51年3月の結婚を契機に国民年金に加入した。妻がA市B支所で国民健康保険と一緒に加入手続を行い、妻が男性職員から国民年金の未納分を指摘され、さかのぼって納付できることを説明された。後日、未納期間すべてについて同支所で7、8万円納付したが、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の国民年金手帳記号番号のA市への送付年月日及び申立人の前後の任意加入者の加入時期から、昭和51年4月に申立人の加入手続が行われ、A市が保管する被保険者名簿の記録から、同年5月に国民年金手帳が申立人へ送付されたと考えられ、申立人の妻が申述する国民年金の加入手続時期は申立内容と一致するものの、この時期には特例納付が実施されていなかったことから、申立期間の国民年金保険料は特例納付により納付することはできなかったものである。

また、申立人の妻は申立期間について保険料を7、8万円納付したと申述しているところ、申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続を行った時点で、申立期間は時効により、保険料を納付することができない期間であり、申立人の被保険者名簿により、昭和49年4月から51年3月までの保険料が51年5月に納付されていることが確認できることから、申立人の妻の保険料納付についての記憶は加入手続の時点において、さかのぼって保険料を納付することが可能であった期間について過年度納付を行った際の記憶と考えるのが自然である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から48年3月まで

私は、20歳のとき、学生で両親と一緒に生活していたが、母が国民年金の加入手続を行ってくれ、大学を卒業する昭和48年3月までの国民年金保険料を納付したと聞いた。実家はA（業種）を営み、両親ともきちんと保険料を納付しており、私の保険料を納付しないはずはなく、申立期間について未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、B社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿から昭和52年1月に払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人がその母から渡されたとする年金手帳は1冊のみで、その表紙の色は昭和49年11月から使用された手帳と同色である上、申立期間について保険料を納付したとすると別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、45年7月から46年4月末日までの手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、具体的な納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1920

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から47年7月まで

私は短大に通うためA県B市の実家から転居し、短大卒業後もC（地名）で1年ほど学校に通い、昭和47年春ごろ実家に帰った。C（地名）で在学中に父と電話で話したとき、父が、私の国民年金保険料を納付していると言っていた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年1月14日にB市において任意加入により払い出されていることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳の最初の資格取得日と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であるため国民年金保険料は納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付について、申立人は関与しておらず、関与していたとする申立人の父は既に他界しているため証言は得られず、国民年金の加入手続、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間に係る個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果によっても、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月から53年3月まで

私は、20歳当時大学の学生で、自宅でA(業種)を開き多少の収入を得ていた。父から卒業後も就職しないなら国民年金に入るように厳しく言われたので、20歳のときに自分で国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付し始めた。加入手続の具体的な記憶は無いが、昭和47年*月に加入手続をした記録があり、納付したのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父に勧められ、20歳になった昭和47年*月に自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであると申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は54年2月16日に払い出されたことが確認でき、その時点で申立期間のうち51年12月以前の保険料は時効により納付することはできない上、B市の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った場所、年金手帳の交付等について記憶が曖昧であり、申立期間当時、B市における国民年金保険料の納付方法は既に納付書方式であったにもかかわらず、領収証書も受け取った記憶が無いと申述するなど、申立内容には不自然さが見受けられる。

さらに、申立人は、昭和54年当時自分で加入手続をした覚えが無かったのに、突然橙色の年金手帳が送られて来て驚いたと述べているが、申立人及びその母の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、社会保険庁の被保険者台帳から申立人の母は昭和54年2月に国民年金に任意加入

し、保険料を現年度納付したことが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続及び現年度保険料の納付については、54年2月ごろに申立人の母が行ったものと推認される。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1922

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から50年3月まで

私は、年月は覚えていないがA市役所から国民年金特例納付の案内書が届き、昭和55年6月30日までの間に限り、78か月未納の国民年金保険料を1か月4,000円で納付することができるとのことだったので田舎の母からお金をもらい、A市役所で支払った記憶がある。43年10月から50年3月までの78か月が未納というのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所から第3回特例納付に係る「国民年金特例納付案内書」が届いて同市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を特例納付したと主張しており、口頭意見陳述を実施し、特例納付の際の状況について申立人に聴取したが、納付した時期、納付場所及び領収書の受領についての記憶が曖昧であり、申立内容を推認できるまでの事情はうかがえなかった。

また、申立人は特例納付に必要な金額（30数万円）について、その母が出してくれたと述べているが、その母は既に他界している上、申立人の夫も申立人が特例納付したことについての記憶は無いとしており、納付の実態が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1923

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和55年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から同年12月まで
② 昭和55年1月から61年3月まで

昭和45年4月ごろに、父がA県B町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれており、51年に結婚してC（地名）に転居してからは、自分で保険料を納付してきた。54年10月から同年12月までの保険料については、社会保険事務所から還付したと回答されたが、私は受け取っていないし、同年10月25日に国民年金の被保険者資格を喪失したことになるのは全く知らなかった。55年1月からの期間については、領収書は見当たらないが、納付書が届いていたら納付していたはずである。申立期間について未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和54年10月17日付け領収印のある領収証書を所持しており、国民年金保険料を納付したことは認められる。

しかし、申立人が所持するオレンジ色調の年金手帳の国民年金の記録欄により、申立人が20歳になった昭和45年*月*日に国民年金の被保険者資格を強制で取得し、結婚した51年11月に種別が強制から任意に変更され、54年10月25日に任意の被保険者資格を喪失したことが確認でき、申立期間①は、任意未加入期間であることから、保険料が還付されていることについて不自然さは見当たらない。

また、D社会保険事務所が保管する還付整理簿及び還付・充当・死亡一時金等リストには、申立期間①の保険料を昭和54年12月26日に還付したことが還付金額、還付期間、還付決定日及び任意資格喪失日と共に明記されている上、備考欄には、申立人の夫の名前と振込先口座番号と考えられる数字が記載されており、その記載内容に不合理な点はない。

さらに、申立人から聴取しても還付された記憶が無いというほかに保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人が所持する年金手帳には、昭和54年10月25日に任意の被保険者資格を喪失して以降、61年4月1日に第3号被保険者資格を取得するまで、国民年金の加入手続を行った形跡は見当たらない。

また、申立期間②は、申立人の夫が共済組合に加入していることから任意未加入期間であり、申立期間②について納付書が発行されたとは考え難く、申立人自身も、当時納付書が送付されてこなかったと述べている。

さらに、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1924

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年7月から61年3月まで
申立期間については、住居のすぐ近くにあったA区B郵便局で、国民年金保険料を送られて来た納付書で2、3か月ごとくらいに納付していたのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付金額等についての記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間以外にも長期にわたる未納期間があり、納付意識が高かったものとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1925

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から55年2月まで

私は、第3回特例納付制度を利用して、2回に分けて過去の未納分の国民年金保険料を特例納付した。1回目は、昭和41年12月から44年7月までの期間について55年6月25日にA郵便局で納付した。2回目は、申立期間について55年7月上旬にB区役所で納付した。1回目については納付済みとなっているのに、2回目について納付した記録が無く、未加入期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第3回特例納付を利用して特例納付し、1回目の国民年金保険料は期限内に郵便局で納付したが、2回目は期限を過ぎていたので、B区役所を納付場所として指定されて、窓口で保険料を納付したと主張しているが、B区役所では、特例納付実施期間経過後に特例納付の指定場所となる制度は無かったことを確認済みであり、申立内容に不自然さが認められる。

また、申立人が所持する年金手帳には、20歳になった昭和41年*月*日に国民年金の被保険者資格を強制で取得し、厚生年金保険に加入した44年8月30日に国民年金の被保険者資格を喪失した後は、昭和55年3月5日に任意で国民年金の被保険者資格を再取得するまでの間について、国民年金の加入手続を行った形跡は無く、申立期間は未加入期間であることから、特例納付の対象期間とはなり得ず、保険料を納付することはできない。

さらに、口頭意見陳述においても、申立内容を推認できるような新たな事情はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年6月までの期間及び44年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年9月から44年6月まで
② 昭和44年10月から54年3月まで

私は、20歳になったときに近所の民生委員に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料は、毎月集金により両親の保険料と一緒に母が納付してくれた。弟についても20歳のときから母が納付していた。

結婚後は、夫が国民年金に未加入であったため、昭和54年4月に国民年金の加入手続をしたときに、私の手続もしてくれたところ、私が旧番号で納付していた記録が消え、新番号で未納とされてしまったのだと思う。私の納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和54年4月に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載により、20歳になった43年*月*日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得していることが確認でき、A市が保管する国民年金被保険者名簿に「昭和54年4* シンキシユトク」と記載されていることと符合する。

また、氏名検索及び申立期間に係る個人別手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が加入手続を行った昭和54年4月の時点で申立期間のうち、51年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人は、その弟についても20歳になったときから、その母が

保険料を納付していたと述べているが、その弟の国民年金の加入手続は、23歳ごろの昭和50年4月に行われ、20歳になった47年*月から50年3月までの期間は未納となっていることが確認できる上、結婚後に一緒に手続を取ってくれたとする申立人の夫は、前後の任意加入者の加入時期から、申立人の約1年7か月後の55年11月ごろに国民年金への加入手続を行ったものと推認でき、申立内容に不自然さが認められる。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1927

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から52年3月まで

昭和52年10月の婚姻を契機に、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、同年11月から53年初旬までの間に、今までの未納分を全納できるのはこれが最後と書かれた納付書が届き、妻が41年6月までさかのぼって30万円を超えない範囲（10万円から20万円くらい）の国民年金保険料を納付したので、申立期間が未納となっているのは、納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したと主張するその妻は、加入手続を行った昭和52年11月から53年初旬までの間に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、同期間は特例納付実施期間中ではない上、申立期間のうち、50年9月以前については、時効により保険料を納付することはできない。

また、昭和53年7月から第3回特例納付が実施されており、申立人が申立期間の保険料を特例納付する機会があったが、申立人の妻が納付したと主張する金額は、第3回特例納付を利用して申立期間の保険料を納付するのに必要な金額とは大幅に異なる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間について保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできず、また、6年5月から7年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から5年2月まで
② 平成6年5月から7年12月まで

平成4年12月から5年2月については、当時、私は学生であり、その直後の5年3月からは申請免除となっているのに、申立期間が申請免除となっていないのは納得できない。また、6年4月から7年12月までについては母が、納付したと聞いているのに、6年5月以降が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、平成5年4月15日以降に払い出されていることが確認できるところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間直後の5年3月から6年3月までの免除の申請が行われたのは、5年4月27日であることが確認できることから、申立人は国民年金の加入手続と免除申請を同時に行ったものと推認でき、制度上、国民年金保険料の納付が免除されるのは、免除申請日の属する月の前月からであることから、申立人が加入手続を行った5年4月の時点で、申立期間①の保険料は免除されない。

また、申立期間②については、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする申立人の母は既に他界し、当時の状況について聴取できない上、申立人の父も具体的なことは知らないと説明しており、納付実態は不明である。

さらに、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできず、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年8月まで

私は、昭和44年4月にA社を退職後、B市に転居し、国民年金に加入した。49年9月24日ごろ、B市役所の職員2名が自宅に来て国民年金手帳が新しくなったとのことで、新しい手帳を受け取った。古い手帳の記録は市役所で保管すると言っていたが、44年4月から49年8月までの65か月間の納付記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月にA社を退職後、国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、49年9月24日に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳の被保険者資格取得日が同日となっていることと符合していることから、申立人は同日に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和44年4月の時点で船員保険の年金受給資格を満たしており、申立期間は国民年金の任意未加入期間であることから、制度上、申立人が任意加入手続を行った49年9月の時点では、申立期間についてさかのぼって保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿・確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月から 54 年 12 月まで
② 昭和 63 年 11 月から平成 4 年 4 月まで

昭和 52 年 7 月ごろ、私は事業主としてA市BでC社を設立し、54 年 12 月まで営業していた際に、事務担当者が厚生年金保険の加入手続をしたと記憶しているので確認してほしい。

また、昭和 63 年 11 月ごろから平成 4 年 4 月ごろまで、D社を経営し、同社の厚生年金保険に加入手続をしたときに自分の加入手続もしたはずであるので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 52 年 7 月ごろ、A市BでC社を設立し、その際、事務担当者が厚生年金保険の加入手続をしたと主張しているが、社会保険事務所の記録では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、管轄法務局に当該事業所に係る商業登記が無く、申立人は、当該事業所に係る厚生年金保険の新規適用届の手続等を行ったとする事務担当者の氏名を記憶しておらず、所在が確認できないため、厚生年金保険の新規適用届の届出の有無は不明である。

さらに、申立人は、当該事業所に関する新規適用届、賃金台帳、給与明細書等の関連資料は保存していないとしており、事業主として申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除していたかは不明である。

このほか、当該事業所に係る厚生年金保険の適用の状況等について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人の元配偶者の証言により、申立人がD社の事実上の事業主であったことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、当該事業所は昭和 63 年 11

月1日に申立人の母が事業主として厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同日に申立人の母、申立人の元配偶者ほか2名が被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人の氏名の記載は無い。

また、申立人は、当該事業所の厚生年金保険に関する新規適用届、被保険者資格取得届、賃金台帳等の関連資料は保存していないとしており、申立人の資格取得届等の提出及び事業主から申立期間の保険料の控除が行われたかについて確認できない。

さらに、当該事業所は、平成元年8月に名称、所在地及び事業主が変更されており、同事業主に照会したところ、申立人が社員等として在籍したことは無く、申立人への給与の支払い及び厚生年金保険の加入手続を行っていないと回答している。

加えて、申立人から提出された銀行預金通帳により、平成2年4月から同年7月まで、同社から同預金口座に送金があったことは確認できるが、通帳の名義人が異なることから、これが申立人の給与であることの確認はできず、このほか、申立人の申立期間の保険料が控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月から 47 年 11 月まで
② 昭和 48 年 1 月から同年 12 月まで

私は、昭和 46 年 8 月から 47 年 11 月までの期間及び 48 年 1 月から同年 12 月までの期間について、A 区 B の C 社に勤務していた。当時、給料は手取りで 10 万円から 12 万円くらいであり、厚生年金保険被保険者期間となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び申立人が当時の勤務内容を詳述していることから、申立人は、勤務期間は不明であるものの、C 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、元同僚は、「C 社では、D（職種）は出入りが多く、準社員の取扱いとし、入社後 2 年から 3 年継続して勤めてくれることを確認してから、正社員にしていた。」と供述している上、申立人が元同僚として氏名を挙げた者についても当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無い者が散見されることを考え併せると、当該事業所では厚生年金保険への加入について、従業員ごとに個別に対応していたことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 17 日から 46 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所から届いた通知では、A社（現在は、B社）C支店で勤務していた申立期間について、脱退手当金が支払済みになっていた。当時、退職者に対して脱退手当金の説明は無く、脱退手当金を受け取った覚えも無い。厚生年金基金は現在年金として受け取っているので厚生年金保険を脱退手当金として受け取るはずがない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社C支店の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和47年1月19日に支給決定されているほか、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

なお、申立人は、当該事業所で厚生年金基金に加入していた3か月間の期間を一時金としてではなく、年金として受給していることから、同様に厚生年金保険を脱退手当金として受け取る意思は無かったと主張しているが、D企業年金基金は、昭和46年*月の設立時から現在に至るまで、脱退して一時金を払う制度を設けたことは無いと回答しており、申立人の主張を受け容れることはできない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 2 月 16 日から 26 年 10 月 1 日まで
② 昭和 26 年 10 月 1 日から 27 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 24 年 2 月から 26 年 9 月までは A 事業所に勤務し、同年 10 月から 27 年 3 月までは同事業所の倒産後に新たに設立された B 社に勤務したが、いずれの期間についても厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので、これらの期間の年金記録の確認を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A 事業所に勤務していたと主張しているが、当該事業所は、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が元同僚として氏名を挙げた者のうち、社会保険庁の年金記録で特定できた 2 名のうち 1 名は、申立期間①について厚生年金保険の被保険者となっておらず、もう 1 名は別の事業所で厚生年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

2 申立期間②については、B 社は、社会保険事務所の記録では昭和 33 年 5 月 19 日に厚生年金保険の新規適用事業所になっており、申立期間②においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

また、当該事業所は昭和 35 年 8 月 1 日に適用事業所でなくなっており、当時の関係資料の所在は不明であり、申立人の勤務実態を確認できない。

3 申立人が氏名を挙げた同僚のうち、社会保険庁のオンライン記録で特定できたのは 2 名のみで、1 名は既に他界しており、もう 1 名については照会を行ったが、申立人の勤務実態について証言を得ることはできなかった上、ほかに申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の

控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
私は、A社に昭和 36 年 4 月 1 日に入社し、47 年 3 月 31 日に退職したが、年金記録では厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 3 月 21 日となっている。同年 3 月 20 日以降は、年次有給休暇を取得したため、退職日は同年 3 月 31 日のはずで、納得できないので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和 47 年 4 月 1 日であると主張しているが、同事業所から提出された「退職の名簿」の写しにより、申立人が同年 3 月 20 日に退職したことが確認できる。

また、申立人が所持する昭和 47 年 3 月分の給与明細書により、厚生年金保険料の控除が確認できるが、事業主は、保険料控除は翌月控除であると回答していることから、給与明細書の保険料控除額は、同年 2 月分の保険料であると認められる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、給与明細書に勤務日数が 12 日、有給日数が 8 日と記載されていることから、昭和 47 年 3 月 31 日まで勤務していたと主張しているが、当該事業所の給与の締め日は毎月 20 日（支払いは当月 28 日）であり、同年 2 月 21 日から同年 3 月 20 日までの期間のうち、勤務を要しない土・日曜日及び祝日を除いた日数は 20 日となり、当該給与明細書に記載された勤務日数及び有給日数の合計と一致することが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から39年6月まで

私は、A職業安定所から紹介され、昭和38年11月にB社に入社した。当時、小さな子供もいたので社会保険が完備されていることが入社条件の一つだったので、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、C区Dに所在したB社に勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としては確認できず、商業登記も確認できない。

また、申立人が記憶している当該事業所の事業主は、連絡先が不明であり、ほかに元同僚等についての記憶も無いことから、申立人の勤務実態が確認できない上、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 11 日から同年 4 月 1 日まで
私は、昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 31 日までA社に勤務していた。厚生年金保険被保険者資格喪失日が 39 年 2 月 10 日となっていることから、厚生年金保険加入期間が同年 2 月及び同年 3 月の 2 か月抜けているのは納得できない。再度の調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している元同僚及び社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中で申立期間に厚生年金保険の加入が確認できた複数の同僚に照会したところ、「申立人のことは覚えているが、申立人が退職した時期については覚えていない。」と述べており、申立期間に係る勤務実態を確認できる供述を得ることができなかった。

また、当該事業所の事業主は、申立期間当時の記録を保管しておらず、申立人の勤務実態は確認できないと回答している上、ほかに申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月 25 日から同年 12 月 1 日まで
私は、昭和 18 年 4 月から 20 年 12 月 1 日まで、A社B支店に勤務していたが、社会保険庁に記録されている厚生年金保険被保険者資格喪失日が、同年 11 月 25 日になっていることに納得できないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、申立人が一緒に退職したと供述している同僚の資格喪失日は、申立人と同じ昭和 20 年 11 月 25 日と記録されている。

また、上記被保険者名簿において、多数の被保険者が各月の 25 日に厚生年金保険の資格を喪失していることから、申立人の厚生年金保険の資格喪失日が昭和 20 年 11 月 25 日であることの不自然さは無い。

さらに、A社の事業主は、申立期間当時の記録を保管しておらず、申立人の勤務実態は確認できないと回答している上、ほかに申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所からの年金記録回答票では、申立期間の標準報酬月額が 1 万 4,000 円と、その前の時期の 1 万 6,000 円から 2,000 円下がっているが、当時は残業も多かったので納得いかない。実際には 1 万 8,000 円から 2 万円くらいあったと思う。調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与と相違していると申立てを行っており、元同僚も「当時は、申立人の言うとおりに仕事が減るような状況ではなかった。」と供述しているが、当該事業所には、給与等に関する資料が保存されていないため、申立人の給与額を確認することができない。

また、当該事業所は「このレベルが申立人の世代の給与の基準であったと思われる。」、「申立期間前の昭和 39 年 5 月から申立人の標準報酬月額が 1 万 6,000 円（同年 2 月から同年 4 月の実績から算出し同年 5 月に随時改定）となっているが、この標準報酬月額が他の従業員に比べ何かの理由で高かったため、同年 5 月から同年 7 月の報酬月額で算出する定時決定（10 月適用）で本来のレベルに戻り 2,000 円下がってしまったのではないか。」と回答している。

さらに、社会保険事務所の記録により昭和 36 年 5 月から 39 年 3 月までに入社した申立人を含む同年代（申立期間当時 15 歳から 16 歳）の 12 名の標準報酬月額の記録を確認すると、39 年 5 月に 1 万円から 1 万 6,000 円に増額された 3 名全員が、39 年 10 月に 1 万 4,000 円に減額されており、申立人の標準報酬月額のみが不自然に下がったという事情はうかがえない。

加えて、社会保険事務所の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認

しても、申立人の標準報酬月額に記載に不備は見当たらず、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 25 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 45 年 4 月 14 日から 46 年 1 月 7 日まで

私は、昭和 41 年 4 月 7 日から同年 9 月 30 日までの期間については A 社に、45 年 4 月 14 日から 46 年 1 月 6 日までの期間については B 社に、いずれも正社員として勤務していたのに、社会保険事務所の記録では、昭和 41 年 6 月 25 日から同年 10 月 1 日までの期間及び 45 年 4 月 14 日から 46 年 1 月 7 日までの期間が、いずれも厚生年金保険に未加入となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 41 年 9 月末日まで A 社に勤務したと主張しているが、複数の元同僚に確認しても、申立人の勤務期間について証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する A 社の事業所別被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険証整理番号に欠番は無い。

さらに、A 社は、申立期間当時の関係資料は廃棄済みで、申立人の勤務実態は不明と回答している上、ほかに申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、B 社から提出された賃金台帳の写しにより、申立人が、昭和 45 年 3 月から同年 12 月まで B 社に在籍していたことが確認できるが、当該賃金台帳の厚生年金保険料控除額の欄は空欄となっており、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

また、B 社は、申立人は、現場作業員として日給月給者として雇用しており、申立人を厚生年金保険に加入させていないと回答している。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月から28年8月まで
私は、厚生年金保険加入記録のあるA社とB社との間に、C区のD社とE社に勤めており、厚生年金保険に加入していたはずなので調べてほしい

第3 委員会の判断の理由

1 E社については、複数の元同僚の証言により、勤務期間は不明であるものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、E社は、昭和26年7月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっているところ、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、適用事業所となった同年7月1日から28年9月1日までの期間において、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、E社は、申立期間当時の賃金台帳等の関係資料は既に廃棄済みで申立人の勤務実態は不明と回答している上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 D社については、申立期間当時、C区に所在したD社という名称の事業所は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、商業登記も確認できなかった。

また、申立人は、D社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、当時の勤務実態について証言を得ることはできない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月24日から30年10月16日まで
社会保険庁の記録では、A社（現在は、B社）における厚生年金保険の記録が、昭和27年9月24日資格喪失、30年10月16日再取得となっており、37か月の欠落期間がある。実際は継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述内容及び元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の賃金台帳等の関係資料は既に廃棄済みであり、申立期間における申立人の勤務実態は不明であると回答している。

また、申立人が自分を当該事業所に誘ったとして氏名を挙げた元同僚についても、当該事業所における厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番は無い。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月から 33 年 1 月まで
A社B支店で、昭和 26 年 4 月から 33 年 1 月までC (職種) をしていたが、その期間の年金記録がないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店を承継したA社D支店は、「申立人は、当時の正社員として在籍が確認できない。」と回答している上、複数の元同僚に聴取しても、申立人の申立期間における勤務について証言を得ることはできなかった。

また、複数の元同僚は、「当時、作業員は臨時社員として採用され、しばらくして正社員となってから厚生年金保険に加入となった。」、「臨時社員から正社員になれない者もいた。」と供述している上、当該事業所から提出された昭和 32 年*月*日に労使で定められた「E (協定名)」に、臨時職員は4年間の勤務実績を考慮して、正社員として認められることが記載されていることから、当該事業所では、当時、入社から一定期間経過後に正社員となった者を厚生年金保険に加入させていたものと推認される。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 44 年 6 月 5 日まで
私は、大学卒業の翌月の昭和 41 年 4 月 1 日に父の経営する A 社に入社したが、入社日から 44 年 6 月 5 日までについて厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 44 年 6 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人と同時期に勤務していたとする申立人の弟も、その約 1 か月後の同年 7 月 1 日に資格取得している上、被保険者名簿の申立期間において申立人及びその弟の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、当該事業所の事業主である申立人の父は、申立人及びその弟について、入社後すぐには厚生年金保険への加入手続を行わなかったことが推認される。

また、A 社は、昭和 47 年 12 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主である申立人の父は既に他界し、申立人の申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年から 47 年 3 月まで

私は、何月かははっきり覚えていないが昭和 46 年から 47 年 3 月まで A 社に勤務していた。その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主及び複数の元同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の事業主は、「当時は 6 か月間勤務した人を社会保険に加入させており、申立人は 6 か月間勤務していなかったため、厚生年金保険に加入していなかったようだ。」と回答している上、複数の元同僚も、半年経って、継続勤務してくれるなら正社員にするということを聞いたことがある旨供述していることから、当時、当該事業所では勤務開始から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、戸籍の附票によると、申立人は、昭和 46 年 6 月 9 日から当該事業所が所在する B 県 C 郡 D 町に居住したことになる上、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳には、同年 5 月 20 日に国民年金の住所変更手続きを行い、申立期間において国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 11 月 1 日から 20 年 3 月 25 日まで
私は、昭和 17 年 11 月に A 社に入社し、20 年 3 月まで B 業務に従事していた。この期間の厚生年金の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の名称、場所、業務内容、同僚の氏名などを詳述していることから、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚からも、申立人の勤務について証言を得ることができなかつた上、A 社（C 県 D 市及び E 区（当時））は、昭和 20 年 8 月 26 日及び 21 年 8 月 1 日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れないことから、申立人の申立期間における勤務実態は不明である。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金被保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、昭和 17 年に施行された労働者年金保険法の適用対象は、工場法又は鉱業法の適用を受ける一定の業種の事業所に使用される男子労働者（工場労働者）であり、これら適用事業所に使用される一般職員は適用対象から除外されており、申立人は、工員ではなく B 業務に従事していたと述べていることから、申立人は、申立期間のうち、厚生年金保険法が完全施行される 19 年 10 月 1 日までは、労働者年金保険法が適用される者に該当していなかったものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。